

労働基準法罰則一覧

117条 1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金

5条 強制労働

118条 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

6条 中間搾取

119条 6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金

3条 国籍 信条 社会的身分を理由とする差別的取扱い

4条 男女差別賃金

7条 公民権行使のための時間の請求を拒む 使のための時間の請求を拒む

16条 労働契約の不履行に対して違約金・損害賠償金を予定

17条 前借金と賃金の相殺

18条1項 貯蓄金の強制

19条 業務災害・産前産後の解雇制限期間中の解雇

20条 解雇予告又は予告手当なしの解雇

22条4項 いわゆる、ブラックリストの作成

32条 1日8時間以内・週40時間以内の原則(非適用あり...規模・業種・36協定)

33条2項 災害時の臨時時間外労働に対する不許可命令違反

34条 休憩時間を与えない又は法定休憩時間より少ない

35条 週1日(4週4日)の休日を与えない

37条 時間外・深夜・休日労働に対する割増賃金を支払わない

39条 年次有給休暇を与えない又は法定休暇日数より少ない

61条 18歳未満の者を深夜労働に従事させる(例外あり)

65条 産前産後休暇を認めない

66条 妊産婦の請求に対し時間外労働をさせた場合

67条 育児時間を与えない

75条 業務災害に対する療養補償をしない

76条 業務災害による休業補償をしない(60%以上)

77条 業務災害により障害が残った場合の補償をしない

79条 業務災害による死亡事故に対して遺族補償を行わない

80条 業務災害による死亡事故に対して葬祭料を支払わない

104条2項 労働基準法違反を申告したことによる不利益取扱い

120条 30万円以下の罰金

14条 3年(5年)を超える労働契約の締結(条件あり)

15条1項 採用時に労働条件の明示をしていない

15条3項 労働条件が相違したことにより契約を解除した労働者に対する帰省旅費の不払

18条7項 行政官庁の命令により貯蓄金を労働者に返還しない

21条1項 労働者の退職証明書を交付しない

21条2項 解雇事由証明書を交付しない

21条3項 退職証明書・解雇証明に労働者の請求しない事項を記入

23条 労働者の死亡、退職の場合に請求があるのに7日以内に品金を返還しない

24条 賃金支払いの原則違反 通貨・直接・月1回以上の一定日払い・全額払い

25条 非常時の費用として求めた賃金の前払いに応じない

26条 使用者の都合による休業に対して、60%以上の休業手当の不払

32条の2第2項 一月単位・一年単位の変形労働時間の協定の未届

労使協定で一日の労働時間を10時間まで延長したことの未届

32条の5第2項 労使協定で1日の労働時間を10時間まで延長する場合、あらかじめ各日の労働時間を当該労働者に通知しない

33条1項 災害等での臨時の時間外労働に対して、事後の許可を受けなかった場合

57条 年少者の証明書等の事業場備付不備

58条 親権者・後見人の未成年者に代わって労働契約を締結すること

59条 親権者・後見人が未成年者に代わって賃金を受け取ること

64条 18歳未満の労働者に対する、帰省旅費の不払(条件あり)

68条 生理日の就業が著しく困難な女性の請求に対し、生理休暇を与えない

89条 就業規則を作成しない。就業規則を届出ない

90条1項 就業規則の作成に労働者の意見を聞かない

91条 減給の制裁が、本条の制限額を超える場合

92条2項 就業規則の変更命令に対し、従わない

101条 労働基準監督官の臨検を拒む 虚偽の陳述をする

104条 労働基準監督署からの指示による報告をしない 虚偽報告 不出頭

105条 労働基準監督官が、職務上知り得た秘密をもらす

106条 就業規則や法令等を見やすい場所に掲示せず、労働者への周知もしない

107条 労働者名簿の備え付け

108条 賃金台帳の備え付け

109条 労働者名簿・賃金台帳等の労働関係書類は、3年間の保存